

## しなければならない 雪かき

12月に入り、駐在員のオフィスがあるミシガン州経済開発局のエントランスにも立派なクリスマスツリーが飾られるなど、街中が華やかなイルミネーションで彩られてはじめました。今年はクリスマスイブ(12月24日)とクリスマス・デイ(12月25日)の連休が月曜日、火曜日ということもあり、何人かの友人・知人は年末年始の休暇とあわせて12月22日(土)から1月3日(木)まで13連休とし、アメリカ南部や海外で年越しを迎える予定と目を輝かせながら話してくれました。



州経済開発局のクリスマスツリー

そんな心躍る楽しい季節ですが、駐在員の住むイーストランシング市の12月の平均気温はマイナス3.2℃。当然、雪の日も多くなり、私も車や自宅前の雪かきが日課になりつつあります。

この雪かきについて、アメリカ国内の多くの州で、「雪かきに関する条例(Snow and Ice Removal Law)」が定められているということをご存知ですか？実は、建物の住民やテナントオーナーに対し、「所有する物件が隣接する公共用歩道や小道の雪かきをしなければならない。」と法的な義務が課せられているのです。

州によっては定められていないところ(例えばハワイ州など)もありますが、ミシガン州では各市や地域が定める条例により、住民等に対し近隣歩道(公道)の除雪義務が課されています。例えばイーストランシング市の条例はこのような感じですか。(一部抜粋・意訳)

不動産所有者が、所有する不動産に隣接する歩道上の雪・氷を除去するための時間制約は以下のとおり。

- 正午までに堆積した歩道の雪は同日深夜までに除雪しなければならない。
- 正午以降に堆積した歩道の雪は翌日深夜までに除雪しなければならない。
- 1日以上続く降雪は、上に定めた時間、あるいは降り始めから48時間以内のどちらか早い方で除雪しなければならない。
- 氷が形成された場合は、12時間以内に取り除くか、塩(融雪剤)または砂などを散布しなければならない。

所有物件が隣接する歩道や小道とありますが、例えば自宅の前にバス停があ

る場合はバス停周りも対象、交差点付近であれば歩行者溜まりも対象となりますので、大きな庭のある広い敷地にお住まいの方、角地の方などは、大変だろうなーと考えてしまいます。

これらの条例に従って自宅周りの歩道が維持できない場合は、市役所から除雪しなさいという通知がされ、通知後 24 時間たっても改善されない場合は、市役所が代理で除雪した費用と、さらに 90 ドル以下の罰金が科されるとのこと。

また、長期不在とする場合も、免除されるわけではなく知り合いに頼むか、除雪サービスを契約するなど別途手続きをとることが求められています。

一部の市では塩（融雪剤）の無料配布や高齢者向けに除雪作業を行ってくれるボランティア団体の紹介などのサービスを行っています。

私は賃貸住宅に住んでおり、契約書を確認したところ歩道や小道の除雪作業は家主さんが責任をもって実施してくれるとのことととりあえず一安心。ただ、深夜までに実施と条例で定められているからか、朝の出勤時は新雪状態。家にこもりがちになってしまう今日この頃。自宅前の雪かきで朝から汗をかくことも悪くないかと開き直り、雪かきショベルを握っております。



撒いた場所がわかりやすいよう  
青く着色された岩塩（融雪剤）



岩塩で融雪された歩道  
きれいな青色に変色